

議 第 3 号

地方議会議員の厚生年金加入のための
法整備を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
宛 て
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

社会経済の急速な変化により様々な課題に直面する我が国において、幅広い民意を集約し、地域の実情に即して政策に反映させる責務を負う地方議会が果たすべき役割はますます重要になっている。

しかしながら、担い手不足が深刻化しつつある地方議会において、無投票当選・定数割れも増加しており、その背景には、少子高齢化、東京一極集中といった社会の構造的な問題に加え、不十分な福利厚生等が課題となっている。

特に、会社員や公務員が議員となる場合等においては、厚生年金に継続して加入し続けることができず、こうした議員退職後の経済的不安が、地方議会への新たな人材の参入を阻害する一因となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方議会への多様な人材の参画に向けて、誰もが安心して立候補できる環境を整えるために、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を実現されるよう強く要請する。